

現代日本社会における閉塞の構造 —— “道徳的包摂” の視点から ——

景井 充
(立命館大学)

新自由主義路線を邁進する小泉改革が本格化し、その社会的帰結が誰の目にもはっきりと見えるようになった頃、日本の自殺者数はそれまでの2万人台前半から3万人台半ばにまで一挙に増加した。ある推計によれば、何らかの経済的理由による自殺者数の増加は7～8千人と見積もれるとのことである。このことは、新自由主義イデオロギーによる日本社会の構造改革が、現代日本社会における生物学的生存を左右する次元にまで及ぶものであることを明らかにしていると言えるだろう。新自由主義的構造改革の結果出現している格差社会化の進展が、私たちの生命的レベルでの存在までも危機に陥れるものであることは、ただでさえ貧困な社会保障政策の著しい後退やワーキング・プア問題に典型的に見て取ることが出来る。Life-chance の不平等どころか、life そのものが危機に瀕せしめられている状況だと言ってよいだろう。

しかし、そのような危機的状況が現在進行形で深刻化しつつある中で、他方には本協会がシンポジウムのテーマとして「怒り」と「批判」の不在というテーマを掲げるような社会状況がある。新自由主義的構造改革の政治的・社会的帰結として現れている目下の諸問題は、紛れもなく公的問題の範疇 —— 社会正義の範疇 —— に属すると言わねばならないはずであるが、新自由主義に篡奪された「公」それ自体への「怒り」=義憤=批判は、不可逆かつ深く進行してしまった大衆社会状況の中にくすぶりつつ、矛先を向けるべき対象を特定できないまま、アモルフな状態にあるという印象を免れない。

こうした状況がなぜ生じているのかについて、またその克服の方途はどのような次元と方向へ求めていくべきなのかについて、社会学的観点から検討してみたい。その際、以下の3つの視点をたどりながら検討してみたいと考えている。

1. 社会学による批判的近代社会認識から

近代社会に対する批判的・危機的認識を出発点とし、そのような観点からの《近代社会の自己認識》を自認する社会学は、合理化の果てに「鉄の檻」を予見したウェーバー、集合的モラルの崩壊によって生じる近代社会のアノミー状態を指摘したデュルケム以来、さまざまな観点から近代社会に対する原理的・批判的認識を蓄積してきた。＜実質合理性＞と＜機能合理性＞の対立と、近代社会における後者の一面的深化を問題視したマンハイム、社会の一次元化による社会の全体主義化・貧困化を危惧したマルクーゼ、生活世界の植民地化を危機と捉えたハーバーマス、そして最近の論者では個人化やリスク社会化を問題化しているベックや、疎外論的観点から感情社会学を切り開いたホックシールドなどがある。これらの論者とその近代社会批判は、それぞれ批判の立脚点や手法を異にする面はあると

はいえ、近代社会の本質的な部分に向けた批判となっており、今日の社会学的近代社会批判にとって共有資産となっている。

報告では特に、デュルケムに発するフランス社会学の、モースやブルデューに受け継がれていく社会思想的特性に触れておきたい。日本社会に対する社会学的分析にとって啓発的だからである。

2. 日本社会の伝統的・原型的な編成原理から

社会思想としての社会学は、これまで上のような批判的認識を蓄積してきた。とはいえ、歴史的現実を照らして、かつて素朴に信じられた単線的な近代化イメージの信憑性が失われている以上、上に列挙したようなヨーロッパ近代に対する内在的な批判がそのまま日本社会の現実にあてはめることの出来るものでないことは言うまでもない。日本的近代の特質を的確につかんだ上での日本的近代に内在する批判の構築が、私たちの学的課題であらねばならない。そしてそのためには、日本文化・社会の構造的特質、その編成原理が把握されていなければならない。

ところでその構造的特質を、私見に基づいて最も抽象的に表現するなら、“道徳的包摂”である。それは、日本社会において人間をさまざまな集団へと編成する際の伝統的・原型的な編成原理であり、世界観の原型である。当日の報告では、森永の砒素ミルク事件や水俣の公害事件に関わる資料などを考察の手がかりとしながら、“道徳的包摂”という社会編成原理・世界観とはどのようなものであり、それは現在もなおどのように作動し続けているかについて、それが経験されるありようを中心においた考察を試みたみたいと思う。

3. 戦後日本社会における「公」「私」の変容の視点から

“道徳的包摂”が日本文化・社会における集団編成上の原型的原理・世界観であり、現在も稼動中であるとするなら、それは社会生活のトータルな分節化である「公」・「私」と密接な関係を持たざるを得ない。近代社会としての歩みを開始して以降の日本文化・社会は、第二次世界大戦をはさんで大きく二分することが出来ると思われるが、それぞれの「公」・「私」の特徴は、“道徳的包摂”論の観点からは、次のように言えるのではないかと思われる。

すなわち、欽定憲法下における軍事的・全体主義的な“道徳的包摂”による圧倒的な「公」の屹立と「私」の抑圧、それに対して、民主憲法下における資本主義的な“道徳的包摂”による「公」と「私」の癒着・解体、と。当日の報告では、この整理に **privatization** の観点を絡めながら、私たちが置かれている今日の状況にアプローチしてみたいと思う。

そして最後に、以上の検討を踏まえて、何に対して「怒り」を向け、何に対して「批判」を加えるのが、社会的・公的活動としての学問的営為における《正義》の実践であるのかについて考えてみたい。